

事件名:庄原簡易裁判所令和5年(ハ)第2号損害賠償請求事件

令和5年7月4日 庄原簡易裁判所御中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野邦夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

積明事項

記

第一. 答弁書に対する積明事項

1. 国の答弁書によれば、原告が「国賠法1条1項の適用上違法である」と主張しているとする。

第4 被告の主張

1 原告の主張の整理

訴状の記載からすれば、原告は、本件期日において加藤裁判官が本件却下決定をし、弁論を終結したことが、結果的に原告の即時抗告を行う権利を阻害することとなり、国賠法1条1項の適用上違法であると主張し、被告に対して損害賠償請求をしているものと解される。
~~勝手に国家賠償法1条1項にひきなおさないで下さい~~

2. しかし、国賠法1条1項が何故ここに出て来るのか、その根拠を積明して戴きたいのである。

3. 裁判官が、「民法による請求」を「国家賠償法による請求」にひきなおすのは格別、被告が勝手に「国家賠償法による請求」にひきなおすのは恣意的解釈という他ない。

判:1 損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭49・10・31 下民集二五一九～一二一八七七)

判:2 国家賠償請求をするについては、加害者たる個々の公務員を特定することを要しない。(東京高判昭43・10・21 下民集一九一九・一〇一六二八)

4. 国家賠償法1条1項による必要があるのは「加害者たる個々の公務員を特定できない場合」くらいのものである。

5. 因みに国家賠償法1条1項に基づく請求とした場合、原告にとって何らの利益はなく、それどころか反対に「反射的利益論に遭遇する」という不利益が生ずる危惧すらある。

6. 以上述べたとおり、原告の訴状の記載から、国家賠償法1条1項に基づく請求だと解した根拠の積明を求める(求積明)。

令和5年7月1日(土)作成

以上原告 こうのくに 高野邦夫